

「集中管理の公用車」広告募集要項

- 1 広告媒体** 集中管理の公用車
- ・ 広告方法 ラッピング・フィルム、カッティング・シート等車体からの剥離が可能かつ車体塗装の剥離が発生しない素材の特殊フィルムの貼付によるもの（以下「ラッピング用シール」という。）を用いた広告を公用車に貼付します。車体の塗装は行いません。
 - ・ 掲載場所 公用車の左右扉部及び背面扉部の3箇所（別紙参照）
 - ・ 規 格 左右扉部 縦500mm×横500mm以内
背面扉部 縦300mm×横500mm以内
 - ・ 広告枠数 5枠（台）（1枠（台）は上記掲載場所の3箇所）
 - ・ 広告料金 1枠当たり 月額20,000円。ただし、一の年度に3月以上の広告掲載を一の申し込みで行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 3月以上6月未満の場合 月額19,000円
 - (2) 6月以上12月未満の場合 月額18,000円
 - (3) 12月の場合 月額17,000円

2 掲載期間

広告の掲示期間は、月を単位として、最長1年間。ただし、年度を超える期間を指定することはできません。

3 提出書類

掲載を開始する月の前月の20日までに次の書類を提出してください。

- ・ 広告申込書（様式第1号）
- ・ 町税の納付状況照会同意書（様式第2号）
- ・ 広告の原稿案

4 広告の掲載

広告掲載の決定後、日程を調整しますので、指定された期日にラッピング用シール左右扉分2部背面扉部1部を持参して下さい。なお、ラッピング用シールの貼付等の掲載に係る費用の負担は、別途広告主の負担となります。また、ラッピング用シールの貼付、撤去に際し公用車の車体表面等を毀損し、又は、破損した場合は、広告主の負担により現状回復して下さい。

5 その他

本募集要項に記載されていない事項は、松前町広告事業実施規程、松前町広告掲載取扱要領に基づいて行ってください。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、町と協議のうえ、町の指示に従ってください。

6 提出・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務部財政課財産管理係

電話：089-908-9744

E-mail：328zaisan@town.masaki.ehime.jp

公用車広告設置場所

